

建長二年十一月日

愚老在御判

〔龜山院御凶事記〕嘉元三年九月廿三日丁卯依可分進故院御書、早旦著直衣鳥帽相具御書御手簡

□□□存日子預置也參御所○中女院御方自餘御書等兼有御封以檀紙被立文之押折上下又有銘等悉盛宮蓋○中

一通銘曰禁裏

備前國長田庄二品一期可被免知行攝津國位倍庄○中

右庄々所讓進也

嘉元三年七月廿六日 御判

〔梅松論〕建武三年二月朔日猶都に責入べき其沙汰有といへども退て功をなすは武略の道なりとて、細川の人々赤松以下西國の輩を案内者として申されけるは、先御陣を攝津の國兵庫の島にうつされて、當所の船を點じて、兵糧等人馬の息をつがせて、諸國の御方に志を同して、同時に都に責入べしとて、三草山通に播磨のいなみ野に出て同二月三日、兵庫の島に御著有處に、赤松入道圓心參て申けるは、當所は要害の地にあらず、御座痛敷候、兩大將をば圓心が摩耶の城にうつし奉り、軍勢は當津に陣を取べし、兵庫と摩耶の間五十町のよし申所に○中其時圓心、當所は要害にあらざるに依て、愚意の及所を申上候計也、更に諸國の事思ひもよらず、遠方の聞え尤大切なる間、縱城に御座候共、御出有べきにてこそ候べけれと、赤松此儀に同じければ、當所御陣にさだめらる、

〔應仁廣記〕四山崎天王山合戰事附大内介降參事

于斯先年ヨリ山名彈正忠是豐ハ一家ヲ離レテ御所方ト成リ、攝州兵庫ニ在ケルガ、京都へ責上○細リ、東陣川ニカヲ合スベシトテ、山崎ノ天王山ヲ城郭ニ拵ヘ○下

〔報恩院文書〕醍醐寺報恩院所司等謹解